

2016年6月21日

各位

個人情報の開示請求等手続きについて

王子齋藤紙業株式会社
個人情報相談窓口

当社は、個人情報保護法で定める開示請求等手続きに関して、適切かつ迅速に対応いたします。当社は、法第24条2項、第25条、第26条1項、ならびに第27条1項および2項に基づき（以下、これらの手続きを総称して「開示請求等手続」といいます。）、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続に対応いたします。なお、法第24条2項に基づき利用目的の通知をご希望される場合、及び、法第27条1項および2項に基づき保有個人データの利用停止等をお申し出の場合も、同様の手続きにて対応いたします。

(1) 開示請求等手続の対象となる保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、その他各サービス契約に関する個人情報

(2) すべての開示対象個人情報の利用目的

個人情報を本人より直接書面によって取得する場合の利用目的

(JISQ15001:2006 3.4.2.4本人から直接書面によって取得する場合の措置)

社員個人情報

- ・人事管理、労務管理その他健康診断情報をはじめとする法令に定められる各種雇用管理事務、福利厚生事務の遂行、及び、機密書類の購入先企業との打ち合わせ時の担当者情報の提供のため

王子グループ機密書類リサイクルシステム問い合わせ個人情報

- ・王子グループ機密書類リサイクルシステムに関する各種お問合せのため

王子グループ機密書類リサイクルシステム利用者個人情報

- ・利用申込書受付、機密書類の引取り運送、引取証明書の発行、溶解証明書・請求書等の発行、お客様との連絡のため

個人情報を本人より直接書面以外の方法によって取得する場合の利用目的

(JISQ15001:2006 3.4.2.5個人情報を、3.4.2.4以外の方法によって取得した場合の措置)

採用候補者個人情報

- ・応募、採用に関する連絡、情報の提供のため
- ・採用審査のため

王子グループ機密書類リサイクルシステム利用者個人情報(引取先)

- ・機密書類の引取り運送、引取証明書の発行、お客様との連絡のため

(3) 開示請求等手続の受付方法

- 1、個人情報相談窓口 に手続き書類をご依頼下さい。
- 2、下記宛に、上記の所定の依頼書にご本人確認書類等の必要書類を同封の上、ご郵送下さい。
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-34-8

王子齋藤紙業株式会社 個人情報相談窓口 宛

(4) ご提出いただくもの

1. 個人情報（利用目的の通知、開示、訂正・追加、削除、利用停止・消去、提供停止、苦情相談）依頼書
2. ご本人確認のための書類（運転免許証や健康保険証等の現住所が確認できる公的発行物の写し1点）
3. 法定代理人による開示請求等の場合は、上記に加え代理権があることを確認するための書類

(5) 手数料

法第25条に基づく開示請求（開示、および、利用目的の通知）の場合は、1回につき1,000円（税抜）の所定の手数料をいただきます。開示しない場合については以下の（7）をご確認下さい。

(6) 回答方法

ご依頼いただいた当社各事業所管理事務所、もしくは個人情報相談窓口でお渡しする方法、または、ご本人よりお届けいただいた住所宛にご郵送する方法のいずれかご希望の方法により、遅滞

なく書面にて回答いたします。

なお、代理人によるご依頼の場合であっても、ご本人に直接回答することがございますので、予めご了承ください。

(7) 開示請求等手続に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続により当社が取得した個人情報は、当該手続のための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

(8) 開示しない場合のお取扱いについて

次に定める場合は、開示いたし兼ねますので、予めご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。各サービスご利用中のご本人様に対して、以下の理由により開示しなかった場合についても、郵送代等実費が発生した場合には所定の手数料を頂く場合がございますのでご了承ください。それ以外の方については所定の手数料を頂きます。

1. ご本人の確認ができない場合
2. 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
3. 所定の依頼書類に不備があった場合
4. 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
5. ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
6. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
7. 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
8. 他の法令に違反することとなる場合

以上